

(別添)

消食基第404号
厚生食監発0630第1号
令和7年6月30日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部(局)長 殿

消費者庁食品衛生基準審査課長
(公 印 省 略)
厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課長
(公 印 省 略)

ミネラルウォーター類におけるPFAS（PFOS及びPFOA）の成分規格
の設定に関する食品、添加物等の規格基準の一部改正に伴う対応について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示（令和7年内閣府告示第105号）が本日告示され、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「告示」という。）の一部が改正され、清涼飲料水のうち、「ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うもの」について、ペルフルオロオクタンスルホン酸（以下「PFOS」という。）及びペルフルオロオクタン酸（以下「PFOA」という。）に係る成分規格が設定されたところです。

「ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行わないものであって、かつ、容器包装内の二酸化炭素圧力が20℃で98kPa以上のものの原水」及び水道水以外の食品製造用水（告示のB 食品一般の製造、加工及び調理基準の5の第1欄及び第2欄に定める26項目の規格に適合する水をいう。以下同じ。）につきましては、PFOS及びPFOAにかかる成分規格は設定されておりませんが、本改正に伴い、「PFOS及びPFOAに関する対応の手引き（第2版）」及び「PFASハンドブック」を御参考の上、下記のとおり食品等事業者に対して指導等をお願いします。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

- 1 ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行わないものであって、かつ、容器包装内の二酸化炭素圧力が 20℃で 98kPa 以上のものの原水については、自主的に P F O S 及び P F O A の濃度を管理し、「ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うもの」の P F O S 及び P F O A に係る成分規格の値を参考に可能な範囲で低減措置等の対応を検討することが望ましいこと。
- 2 水道水以外の食品製造用水を使用する食品等事業者においては、自主的に P F O S 及び P F O A の濃度を管理し、「ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うもの」の P F O S 及び P F O A に係る成分規格の値を参考に可能な範囲で低減措置等の対応を検討することが望ましいこと。

[添付資料]

- ・ P F O S 及び P F O A に関する対応の手引き（第 2 版）
- ・ P F A S ハンドブック